

令和8年7月17日
厚木市報道資料

口座情報のシステム処理を誤ったまま発送 心身障害者福祉手当の通知書の記載誤り

7月に発送した心身障害者福祉手当支給決定通知書686通のうち1通に、別人の口座情報を記載して発送していたことが判明しました。

1 概要・経緯

(1) 対象者 1人

(2) 誤記載の内容 銀行名、支店名、口座名義人カナ氏名

5月12日	申請者Aが障がい福祉課へ心身障害者福祉手当の申請書を提出。
6月23日	A氏の申請情報を福祉総合システムに登録。
6月30日	・申請者Bが障がい福祉課へ口座変更届を提出。 ・提出されたB氏の口座情報をシステムに手入力する際に、誤ってA氏の口座情報に登録してしまう。
7月10日	発送準備のため、システムから支給決定通知書を一斉に出力。
7月14日	対象者686人に通知を郵送。
7月16日	・通知を受け取ったA氏が入居するグループホームの職員から、別人の口座情報が記載されていると連絡が入り、誤りが発覚。職員が施設を訪問し経緯を説明し、通知を回収した。
7月17日	・B氏とA氏の金銭を管理する母に電話で経緯を説明し謝罪。A氏の母に、正しい通知書と支払い手続きを改めて連絡する旨を伝えた。 ・対象者全件の登録情報を確認し、他に誤りがないことを確認した。

3 原因

口座情報を変更した際に、複数人での十分な確認作業を怠ったため。

4 再発防止策

情報のシステム入力時や通知を発送する際に、申請と通知内容に相違がないかの確認を徹底するとともに、個人情報の適正な管理について、職員に対する教育・指導を改めて行います。

本資料の問い合わせ先

市民福祉部 障がい福祉課

課長 佐藤 孝栄 電話 046-225-2246